

## 長野県信濃学園指定管理者候補者の選定結果

障がい者支援課

長野県信濃学園については、令和2年7月より指定管理者を公募しておりましたが、下記のとおり指定管理者候補者を選定しました。

今後、地方自治法の規定に基づき長野県議会での議決を経て、知事が指定する予定です。

### 記

#### 1 施設名

長野県信濃学園

#### 2 指定管理者が行う業務内容

- (1) 入所者の入所に関する業務
- (2) 入所者に対する保護
- (3) 入所者に対する日常生活の指導
- (4) 入所者に対する独立自活に必要な知識技能の付与
- (5) 施設及び設備の維持管理
- (6) 信濃学園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

#### 3 指定管理者候補者

- (1) 候補者名  
社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
- (2) 所在地  
長野県長野市若里七丁目1番7号
- (3) 代表者名  
理事長 和田 恭良

#### 4 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

#### 5 選定方法等

- (1) 公募・非公募の別  
公募
- (2) 公募期間  
令和2年7月13日～令和2年8月31日
- (3) 応募者名  
社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
- (4) 選定会議による選定  
令和2年9月15日に選定会議を開催し、指定管理者候補者を選定しました。

## 6 選定会議における採点結果

評価項目	(社福)長野県社会福祉事業団 (候補者)	
	配点	
施設の運営方針の内容	20	16.0
収支計画の内容	10	8.0
指定管理料	10	10.0
サービスの内容	30	23.0
施設管理の内容	20	15.3
安定的な経営基盤の内容	10	8.7
計	100	81.0

## 7 選定理由

候補者 社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

採点 81.0点

選定理由

- ・組織力に優れており、新型コロナの下での施設運営にも十分に対応できるものと思われる。
- ・当該法人は本施設の指定管理者制度導入以降、施設の管理運営に当たっており、これまでの実績を踏まえた実現可能な計画と認められる。
- ・コロナ対策及び職員の人材確保についてよい評価である。さらによりよい環境の整備、職員の専門性の向上に努めていただきたい。
- ・応募者法人の管理運営業務は基本協定書及び仕様書などのマニュアルに準拠したP(計画)D(実行)C(評価)A(改善)サイクルで実施されており、硬直性も見られるが一貫性があり安定している。

## 8 指定議案提出予定時期

令和2年11月議会